

海陽町婚活実行委員会 会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、「海陽町婚活実行委員会（愛称：コンカローレ海陽）」（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 海陽町内から参加希望者を募り、実行委員会を構築する。実行委員会は、都市部（町外）に対し、海陽町に住みたい方を募り、婚活イベントを開催する。婚活イベントは、町内の観光施設や特産品を活かしたものとし、さらに、一次産業の体験などを組み込むことで、海陽町の魅力を余すことなく発信する。

(事 業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するために、イベントの準備、運営等の事業を行う。

第2章 組 織

(組 織)

第4条 実行委員会は、別表に掲げる構成員をもって組織する。

ただし、次の条件を満たす参加希望者があれば随時、構成員として入会できる。

- (1) 現住所が海陽町にあること。
- (2) 年齢が20歳以上50歳未満であること。
- (3) 婚活を希望する独身であること。

2 構成員が前項の条件を一つでも欠いたときは、自動的に退会となる。

(役 員)

第5条 実行委員会に、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 会長は、構成員の互選により選出する。

3 副会長及び監事は、構成員の中なら会長が任命する。

(役員職務)

第6条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、実行委員会の会計その他の事務を監査する。

(任期)

第7条 役員任期は、第14条の規定に基づき解散するまでとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りではない。

第3章 会議

(会議の種類)

第8条 実行委員会に次の会議をおく。

(1) 総会

(総会)

第9条 総会は、構成員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

3 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 会則に関する事項

(2) 事業計画および事業報告に関する事項

(3) 予算および決算に関する事項

(4) 役員選任に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

4 総会の議事は、出席構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があるときは、構成員以外の者に会議出席を求めることができる。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第10条 会長は、会議を招集するいとまがないと認めるときは、その議決すべき事項について専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の会議において報告しなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第11条 実行委員会の事務を処理するため、事務局をおく。

2 実行委員会の事務局は、海陽町産業観光課におき、事務局長は担当者がこれを行う。

3 事務局長は、必要があるときは、担当者会議を開催することができる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(会計)

第12条 実行委員会の経費は、イベント参加料及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 実行委員会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 解散

(解散)

第14条 実行委員会は、その目的が達成されたときに解散する。

第8章 補則

(補則)

第15条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成25年6月24日より施行する。

2 設立年度の事業年度は、第13条の規定に関わらず、設立準備会での議決の日からその翌年3月31日までとする。